

志木市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>10 令和2年7月1日から同年12月31日までの間における市長、副市長及び教育長の給料月額を、第3条の規定にかかわらず、市長にあつては同条第1号に定める給料月額からその100分の20に相当する額を、副市長にあつては同条第2号に定める給料月額からその100分の10に相当する額を、教育長にあつては同条第3号に定める給料月額からその100分の10に相当する額をそれぞれ減じた額とする。</p>	